



平成24年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社アドテックエンジニアリング
代表者名 代表取締役社長 水野 修
(JASDAQ・コード 6260)
問合せ先 取締役管理本部長 後藤 滋
(TEL : 03-3433-4600)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年11月13日開催の取締役会において、平成24年12月20日開催予定の第29期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り決算期変更および定款一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更および定款一部変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、親会社であるウシオ電機株式会社との決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から3月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第13条、第36条、第37条ならびに第38条に所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年9月30日

変更案：毎年3月31日

なお事業年度の変更にともない、第31期事業年度は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの6ヶ月間の決算期間となる予定であります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 <中略></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までとし、事業年度の末日を決算期とする。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 2. (略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>3月31日</u>を基準として、中間配当を行なうことができる。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 <中略></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとし、事業年度の末日を決算期とする。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2. (略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>を基準として、中間配当を行なうことができる。 第7章 附 則 (効力発生日)</p> <p><u>第1条 第13条、第36条、第37条および第38条の規定は、平成25年10月1日より効力を生ずるものとする。</u></p> <p>(第31期事業年度)</p> <p><u>第2条 第36条の規定にかかわらず、第31期の事業年度は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までとする。</u></p> <p>(附則の有効期限)</p> <p><u>第3条 第7章附則は、平成26年3月31日まで有効であり同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>

3. 日程

取締役会決議	平成24年11月13日(火)
株主総会開催日	平成24年12月20日(木)
定款変更の効力発生日	平成24年12月20日(木)

以 上